奈良市民だより

昭和27年2月14日印刷
昭和27年2月15日発行

奈良市民だより
【第十八號】

発行所
奈良市役所
編集兼発行人　広報調査課長　吉田　孝雄
印刷所　奈良共同印刷

奈良國際文化觀光都市建設計画

住居地區等決定建設部会で

建設部会

専門委員会の運営上さきに設置された建設部会は一月二十九、三十日奈良市廳第一会議室において開催し奈良国際文化観光都市建設基本計画の策定に入つた討議事項として

一、土地利用計画
住居、商業、工業、準工業各地域、風致地区、文化観光保存地区、住居専用地区、文教地区、風紀地区、公館地区、美観地区、防火、準防火地域、緑地地域

二、街路網計画
幹線街路　補助街路
道路

三、公園緑地計画

四、水利施設計画

五、公共施設配置計画

以上の各項にわたり調査審議が進められたが、その内全なる決定事項は次のとおりである。

住居地域……住居専用地区を考慮すること。

商業地域……西大寺、あやめ池、尼ケ辻方面にも設定する。

工業地域……油阪、三條の現在工場、事業所のある部分については現在では工業地域となつているが準工業地域として將来は住居、商業地域とするよう方向づける。

風致地区……従来通り残すこと。

文教地区……研究の上設定することが良い。

美観地区……屋外、広告物條例を制定し、その徹底を図り奈良の特色を持つ美観を保持することが必要である。

準防火地域……再検討を加えること。

公館地区……奈良駅西方を適当とする位置、面積は十分研究のこと。

街路網……東向通りはその儘残すこと。

植樹を考えること。

公園……近鉄公園、児童公園の設置

史跡地の公園化

平城宮趾の整備

佐保丘陵の整備

綜合施設その他については第二回建設部会においてさらに調査審議を行うこととし、二月十九日開催することとなつているなおこれら地域、地区の指定変更についてはこの建設部会において成案したものを国都建設専門委員会において決定し、この上に国都建設審議会の意見を聴取し、さらに都市計画法の規定に従い、都市計画奈良地方審議会は建設大臣に建議し、建設大臣は都市計画奈良地方審議会に諮問を行い、併せて本計画区域に属する市町村長の意見を聴取の上決定し、内閣の認可を経て指定せられる運びとなるのであり本専門委員会の決定は専門委員会としての意見であり改正に関する試案であることを附記しておく。

建設審議会

新谷寅三郎氏再任さる

審議会委員は同規則第三條第二項の規定により任期は一カ年とされており、一月四日を以て任期満了となつたので委嘱替を行い、赤阪頼暦氏他三十九名を委嘱発令したが、一月十八日これら新委員の参集を得て奈良市廳第一会議室において第五回国都建設審議会は開催され、まづ正副会長を互選の結果会長に参議院議員新谷寅三郎氏、副会長に市議会議長紺木久兵衛氏がそれぞれ当選と決定し、新谷会長より重ねて地元の熱意つについて一段の要望があり国都建設の推進にあたつては、国の援助をまつ必要とするが、具体的に援助を受け、またこの交渉を行うについてはまとまつた事業計画書がまづ必要である、このためには現在専門委員会において検討中の計画試案が審議会に回付された上はでき得る限り完成された計画書として作成し、これをもつて中央の関係各省に強力に交渉を行い、ぜひとも予算化されるよう努力して行きたいと考える、との意向が明らかにされ、したがつて審議会は議事の促進を図るため文化、観光、施設の分科小委員会を設けることとなり委員の所属が決定され、審議会は現在行われている専門委員会の審議の結果を待ち、その上で直ちに各小委員会は具体的な建設計画の調査、審議の活動に入ることとなつた。

建設専門委員会

第二回国都建設専門委員会は一月十一、十二日渡米中の京都大学教授岩井重久委員を除き、全員の出席を得て奈良市廳第一会議室において開催されたが、その主なる経過は次のとおり。

第一日、定刻午前十時開会、まづ市長の挨拶につづいて議事に入り提案一の基本計画策定事項である。

一、建設計画区域の決定
二、土地利用計画の確立
と地域地区の再検討
三、街路網計画の再検討

の各項について審議が行われ、計画区域は現在の奈良都市計画区域とすることが最も適当と考える、なおこれらは近い將来において都市計画区域内の伏見、明治辰市各町も行政上合併することが望ましいとの意向を併せて決定された。

（註、奈良都市計画区域とは昭和六年四月十五日付都市計画法に基き、当時の奈良市、都跡村、平城村、大安寺村、伏見村、辰市村、明治村の地域が内務大臣により決定されたものである）

土地利用計画、街路網計画については福井都市計画課長より地域、地区、街路網計画の改正試案を図によつて説明が行われ、これについてはさらに住居専用地区、防火地区、文教地区の設定を研究しては如何との意見もあり、この二項目については何れも関連性があり、慎重に調査審議を必要とされ、このために建設部会を設置し、委員、京大教授武居博士、同関口博士、京都繊維大学白石教授、阪大講師末永博士、奈良女子大学小湾水博士、岸熊吉、安田靖一以上七名の諸氏があたることとなつた。

つづいて第二日十二日午前十時再開し、さきの国都建設審議会答申書の趣旨及び問都建設専門委員会の意見書を勘案し市当局において策定したところの建設事業五ヵ年計画案を上程、各項目にわたり主管課長よりそれぞれ詳細な説明が行われた後、審議に入つたがこれについては基本計画の策定と併せて綜合的に公共施設の再配置計画を計い成案を得ることとし、重点的な推進方法の一つとしては、綜合計画の確立とともにこの内公共事業を中心とした建設省に対するものをとりまとめることとなり、以上をもつて二日間にわたる委員会は午後三時閉会した。

なお基本計画等策定のため設置せられた建設部会は引続き打合せを行い部会長を互選の結果武居博士が選任せられた。

第一回競輪の結果は？

十二月十五日から行われた二市組合営第一回競輪がはじめての催しとして行われましたが、時季的に悪く特に前節では天候に災いされて、六日間の延入場者は一〇、四六三人で一日平均一、七四四人、その一人当り車券購入の平均額は三、六〇八圓でありました。そしてその結果競輪場借上料の一部未拂を残して、一應二〇、〇〇〇圓の黒字報告をされてます。三月に第二回が催されますが、その日取りは二十日—二十二日、二十六日—二十八日となつてます。

……春の跫音……

一月定例市会!!

一月二十五日本会議に先きだち午前十時より全員協議会が開かれ、主として二十五万圓盗難事件に関し、活発なる論議が展開されました。引続き午後三時より市議会定例会議で次の事項が審議されました。市長専決処分の件、職員の休暇に関する條例、人極擁護委員推薦の同意を求める件、尚洛美子供愛護会より子供の遊び場四ヶ所を作る請願があつて、委員附託になりました。次いで日程外質問では競輪・破石町観光バス路線の問題等について質疑応答がありました。人極擁護委員には次の諸氏が推薦されました

大谷幸治郎　北河原公典
谷川　喜六　向井　長年
橋本　源嵐　西阪　ヒサ

二十五萬圓の盗難事件

その日は一月十五日祭日であつたので正午頃に出納室の課員が登廳したとき鉄製の書類箱がドライバー様のもので、こじあけられているのを発見しました。従つて事故のあつたのは十四日夜より十五日午前中に行われたものと思われるのであります。内部を点検したところ現金二五四、九一七圓が紛失しているので市警に連絡をして爾後引続き鋭意捜査中であります。

この現金は都市計画事業である南北幹線都市計画街路拡張工事に伴う家屋移轉の補償金の一部でありまして昭和二十六年五月三十一日に法連町綿谷仙治郎氏（移轉家屋三戸分の家主）に支拂われるべきものであつたが双方の都合で暫定的に市の方で保管する事になつていたのであります。その金額は三六九、二七二圓（小切手）で岩井田書記は六月二日奈良市役所収入役松浦幸吉名義の奈良市信用組合の普通預金通帳に預金して保管してましたが、八月十五日松浦収入役が任期満了のために退職するときにこの件は引継ぎされなかつたのでありました。ところが九月一日の人事異動で岩井田書記が税務へ轉課をしたので後任者の和田磯二郎書記と九月十日に事務引継ぎを行うために前記の通帳から九月七日に通帳在高金額八九二、五六〇圓を引き出して源泉徴収金等を整理して引継ぎをしたのであります。大略以上の通りの経過でありますが、要は現金保管の方法が充分でなかつた事は勿論であります、市警の確認を待つて盗難金額の補塡弁済並に責任者の処置等、問題は未だ後に残されているわけであります

この件は引継ぎの際不足を生じたので、これを引継ぎより除外してこの残金を新聞紙に包み封印をして保管方を依頼したのであります。

國都建設審議會委員改選さる

奈良国際文化観光都市建設計画及び建設事業に関し市長の諮問機関として設置されている奈良国際文化観光都市建設審議会委員は同規則の規定によりこの程委嘱替を行い次の諸氏が新委員に決定した。

奈良県綜合文化際話会委員長　石原　昌
奈良県農業委員会代表　井田　德二郎
奈良市観光商業協同組合理事長　虎枝　喜市郎
株式会社南都銀行常務取締役　井上　修蔵
赤坂　纐纈　周夫
奈良市婦人協議会会長　植田　美三郎
小田　成就
池田　小菊

奈良市議会

議長　小野　藤一郎
議長　久兵衛
紺木　近東　義則
近東　恭二
小山　恭二

奈良市工業協会

会長　小野　藤一郎

近畿日本鉄道株式会社

社長　佐伯　勇
阪本　善雄

奈良ホテル

支配人　沢村　愛策

民生委員会

奈良市支部会長　三田　甫一郎
下出　久治郎
新城　末吉
関谷　寅三郎
信太郎

奈良日日新聞社

顧問社長　高島　雅吉
興福寺執事長　多川　乗俊
奈良市観光協会長　谷井　友治郎
国立奈良病院長　塚本　良韻
都市計画審議会委員　辻本　亀太郎
奈良地方委員　中尾　時正
奈良市体育協会長　中島　伊太郎
薬師寺住職　橋本　源嵐
東大寺住職　平岡　明海
奈良市商店街連盟会長　福田　楠蔵
奈良市綜合体育施設期成会常任委員長　堀　鉱一郎
春日大社宮司　水谷川　忠麿
奈良地方労働組合総評議会副議長　三宅　正嵐
森　吉義
鷲尾　村樋　松巳
佐喜能
奈良市議会副議長　綿谷　仙治郎
奈良市立一條高等学校長　渡辺　貞澄

（五十音順）

町の由來 —No.11—

今御門町

元要記によると平城宮の七御門の一つである今御門がここにあつたといわれ、それが町名になつたという。

上高畑町

昔春日社家の居宅地で敕面地となつており春日禰宜のみの住居で一般工商の家屋を交えなかつたという。

市税便覧

①給與所得申告書について

さきに皆様のお手もとにお届け致しました給與所得申告書はもうお出しになりましたか、提出期限は二月十日までになつています、未提出のお方は至急にお出し下さい。

②給與支拂報告書について

給與の支拂をしているものは給與支拂報告書を二月十日までに提出しなければならないことになつてますが、さきにそれぞれの会社、銀行、官廳その他給與の支拂をされている商店等へ給與支拂報告書をお送付致してありますが、未提出のお方は至急提出して下さい。若し用紙がない場合は税務課へ請求して下さい。

③新築、増築、移築、改築取壊等家屋に異動があつた場合の申告について

昭和二十六年一月一日から十二月三十一日までの間において家屋を新築、増築、移築、改築、取壊等されて家屋に異動のあつた方は一月三十一日までに申告書を提出しなければならないことになつていますが、申告書未提出の方は至急お出し下さい申告様式のわからない方は市税務課でお尋ね下さい。

昭和二十七年度固定資産税に係る償却資産の申告期限の延長について

固定資産の納税義務がある償却資産の所有者は昭和二十七年一月一日現在における償却資産について償却資産申告書を一月三十一日までに提出しなければならないことになつていますが、昭和二十七年度分の申告に限り申告様式の一部が改正される予定でありますので改正様式の指示ある迄申告期限を延期致もます、随つて様式が決りましたなれば申告書をお届け致しますからお含み置き願います。

2月は→固定資産税
第5期分・の納期です
月末までにお忘れなく皆さんそろつて完納を！

『子供クラブ』の健全な發展に
運營指導者研究会生れる

敗戦後の廃たいした社会環境の影響によつて現在なおも青少年の不良化は著しく又青少年の犯罪は次第に増加の一途をたどつておるかに見られるのでありますこれらの青少年を善導し、これを救済する事は我々社会人の急務でありますが、更に重要な事はそのような不良化を生ぜしめぬよう今日の青少年を保護育成する事であります。これらの問題を解決するには学校教育と家庭教育の密接なつながりが必要であると共に社会教育の振興がこの際大いに望まれるわけであります。子供クラブの活動こそ子供達の心身の育成に又社会人としての人格の陶冶に將又児童に健全な娯楽を與える社会教育事業の大きな役割を持つのであります。而しながら子供クラブの結成情況はまだほんの発生期にあり、その活動も区々で微底を欠く感があつてそこにはこの発展をはばむ幾多の困難な問題が横たわりすべてが今後に残された大きな課題といえるでしょう。このような時にあたり今般奈良市子供クラブ運営指導者研究会を組織致しまして子供クラブの健全なる育成の為に調査研究を計り以つて奈良市の子供クラブ指導方針の確立に邁進しているのであります。以上の趣旨の下に設置されましてこの研究会の入会は自由でありますが子供達に深い愛情と理解を持つ指導者は一人でも多く入会されるようお知らせいたします。尚入会の申込及相談については市社会教育課にお問合せ下さい。

入学の春近し
★　★
保護者の方々へ

入学前予備検査はもうお済みですか

蕾ふくらむ梅の枝に鶯がたわむれ楽しい入学の日が近づいて参りました。今春四月に市内各小学校へ入学する児童は昭和廿年四月二日より昭和廿一年四月一日迄に生れた方です。市では去る一月廿九日の佐保小学校を初めとして入学前予備検査を行つております。この検査を一人も洩れなく受けて頂くために学齢児童の調査に万全を期したのですが、若し御近所に通知があつたのに自分の所えはこないという時には**皆様方の現住される学校區の小学校又は市学務課へ申し出て下さい。**

尚病弱、発育不完全のため就学猶予又は免除を必要とする児童は医師の証明書を添えて申し出て下さい。

保育園入園々児受付開始

◇両親が仂く為に、又は病氣だつたり、その他の理由で充分に面倒の見られぬ幼児達の為に市内左記七保育園が新入園児を一斉に募集します。

◇申込は二月十日より二月末日まで、奈良市民生課及び附近の保育園に御申込み下さい

若草保育園	定員八六名	東之阪町二丁目	
三笠保育園	〃 六〇名	西之阪町	
鼓阪保育園	〃 一〇〇名	鼓阪小学校内	
極楽院保育所	〃 一三〇名	中院町	
愛の園保育園	〃 六〇名	法蓮佐保川東町	
成田保育園	〃 三〇名	法蓮南二丁目	
白毫寺保育園	〃 三〇名	白毫寺高圓町	

……あの子もこの子も幸福に育てましょう……
子供の憲法「児童憲章」とは

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立しすべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める綱則）児童は、人としてたばれる。児童は社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる。

（各論）

一、すべての児童は心身ともに健かにうまれ育てられその生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に惠まれない児童には、これにかわる環境が與えられる。

三、すべての児童は適当な栄養と住居と被服が與えられまた疾病と災害からまもられる。

四、すべての児童は個性と能力に應じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。

四、すべての児童は、自然を愛し科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ。また道徳的心情が培われる。

六、すべての児童は、就学のみちを確保され、また十分に整つた教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導をうける機会が與えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように十分に保護される。

九、すべての児童はよい遊び場と文化材を用意されわるい環境からまもられる

十、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は適切に保護指導される。

十一、すべての児童は身体が不自由な場合、または精神の機能が不充分な場合に適切な治療と教育と保護が與えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる。

共通の敵！それは
ネズミだ

私達の生活からネズミがなくなれば、どんなに明るい生活になることでしよう。一部分や一地区でネズミを退治しても、直ぐに移動をして増えて行きます。そしてその棲息の状況も、頼りになる資料がありませんので、今度衛生課では、次の方法でネズミ族の一掃を期してみなさんの協力を待つてます。第一に各戸へカードをお渡して、色々なことを記入して頂きます、これに依つて攻略する図上作戦が出来るわけです次いで之れに依つて、毒ダンゴ等で、殲滅戦にもつて行こうとするのですカードの記入は二月十日—二十日迄あなたの家のネズミを退治してもお隣のネズミが来ます。みんなそろつてやりましよう

まだ安心するのは早い
……冬の衛生……

発しんチブス

冬に流行する病氣で、これからが危険期に向うものに「発しんチブス」があります。

発しんチブスは、いつも申上げるようにしらみが媒介します。

しらみのいないところに発しんチブスはないとさえいはれています。

この病氣は人から人へ直接に傳染するのではありませんから、しらみをなくすれば先ず安心というものです。

しらみを退治するには、一週に一度位夜具や衣類に、DDTをよくふりかけることです。こうすれば、次々と卵からかえる幼虫も絶え、全滅することができます。

しらみはえりや縫目の中にもくりますから、縫目などの中へもよくDDTをふりかけないと効き目がありません。

この外、今までは夏の傳染病といわれていた「赤痢」が、この冬には流行しています。

かぜと肺炎

今年の冬は、今までは割合に暖く、案外しのぎよく過すことができました。

しかしま冬のことですから、また急に寒さが加わることでしよう。

そうなると、小さい子供さんやからだの弱い人は、どうしてもかぜをひきやすく、またこれからは肺炎におかされやすい時期になりますから、その方の注意も一層必要です。

ペニシリンなどの新薬ができて肺炎もわりに軽くすむようにはなりましたが最近はこのペニシリンも効果のない新しい型の肺炎があるとのことです。

ですからまづみんなでかぜをひかないように氣をつけるのが、何よりかんじんです。

それにはどうすればよいでしよう。

一、たくさんの人の集る様な所へは、なるべく出向かぬこと。帰つたらよくうがいをしましよう

二、むやみに厚着をしないこと。

三、寒いといつて家の中にばかり居ないで、天氣のよい日は屋外に出て適度の運動をしよう

四、風邪をひいている人は、公衆衛生上マスクをしましよう。

みんなでよく手を洗う習慣をつけると共に、暖い冬も飛びまわるはえを退治ましよう。

病氣は、お互のほんの少しの注意で防げるものです。

今一度水道の防寒を調べてやつて下さい
立上り管や蛇口が破損しないように……

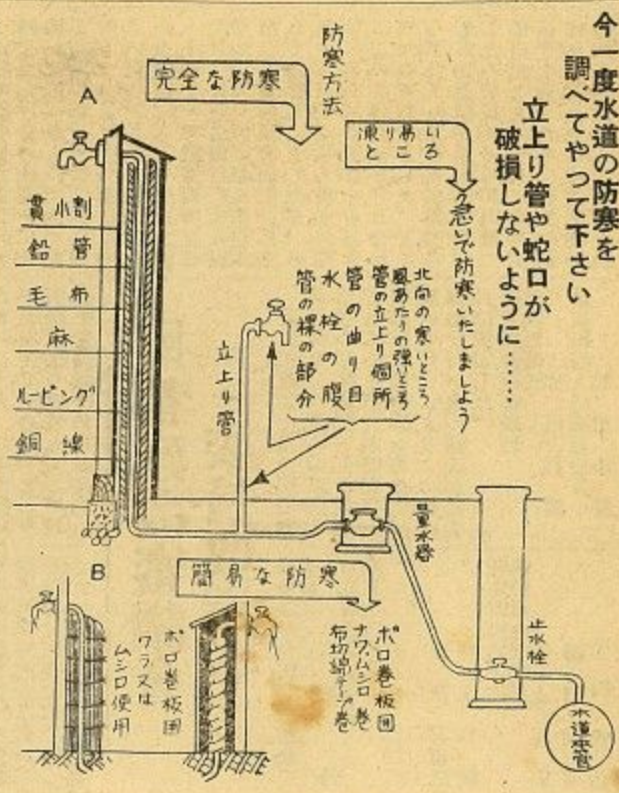

市民の法律相談所
毎週火、木曜（午後一時午後四時）

これは市民生課が本年より新な試みとして去月八日より始めたもので、奈良市弁護士会の方々が各自の時間を割いて出務して頂き皆様方の日常生活の法律に関する諸問題の相談に應じて頂いております。

一月中にこの法律相談所を七回開きましたが同所を利用された方は

一、家屋問題　一九件
一、債権債務問題　四件
一、離婚問題　二件
一、戸籍問題　一件
一、その他　二件
計二十八件

となり一回平均四件という事になつております。相談するべき所を知らずに悩むことはありません。この相談所は、みなさまの相談所です。出来るだけ充分に一人でも多くこうした日常の法律問題解決にどし〳〵御利用下さい。

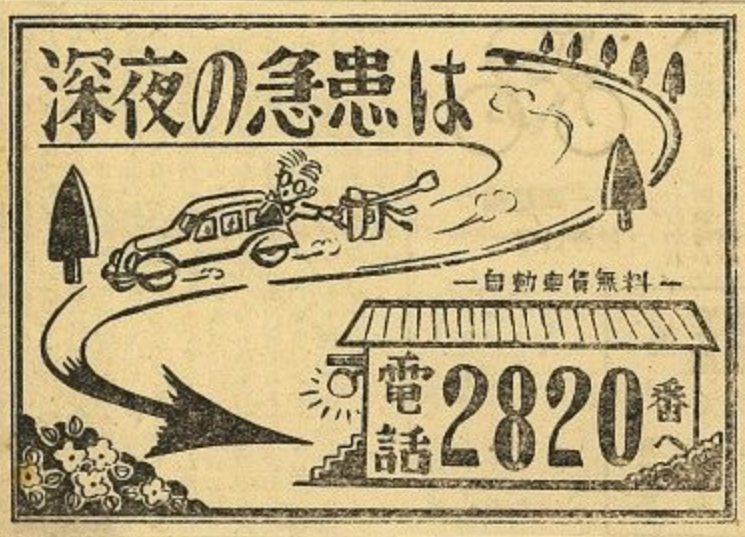

第三期工藝傳習生募集

この度奈良縣立商工館で第三回工芸傳習生を募集することになりました。

この工芸傳習生というのは昭和二十一年より奈良縣商工館で募集したもので傳統を誇る奈良縣工芸品の次代を荷背う優秀なる人材作家を育成するものであり漆工、木彫、木竹工科の三部門に別れ各部門別に奈良縣在住の一流工芸家を講師として招聘し技術及び学術の専門分野にわたり指導育成するものであります。既に一昨年に送り出した第一期卒業生は奈良縣工芸技術の発展と生産の向上に優秀なる成績を收め、続いて本年三月には第二期生が卒業することになつているのであり今度募集されるのは第三期生で全科目を通じ四十名内外が採用されることになつていますから次の事項に基き奈良縣工芸の発展と農村文化の向上に燃える青少年の方は奮つてこの申込に應募される様希望しています。

記

一、應募資格
①奈良縣在住の二十才までの男女で義務教育を修了した方
②官公署、学校、組合その他團体の推薦者であること

二、申込手続
採用願書及び履歴書、推薦状、健康診断書を添え提出すること

三、申込締切期日
三月二十日迄

四、採用試験日
三月二十七日午前九時より

四、採用を受けた方は
①授業料、研究材料不要
②無料宿舎の設備あり

米屋さんを替えたい方は
—この際新規登録を—

★いま登録してある米屋が自分の氣に合わない人は、別の自分の希望する米屋へ登録がえして下さい。

★期間は二月十八日から二十日迄の三日間で（自午前九時至午後四時）各支所、出張所で手続しますから入場券と印鑑を持参して下さい。

★今の店でよい方は、そのまま手続する必要はありません。

★一度登録すれば、轉出のとき以外は向う一年間変更できませんから、自分に良い店を選ぶことが大切です。

以上の通りでありますが、尚詳細を知りたいお方は市商工課か縣立商工館へ御出下されば御説明致します。

▲めつきり長くなつた陽ざしに、新聞の梅だよりに春の氣配をそこはかとなく感じますが立春とは名のみで今月が一番寒さの厳しい時です。北風に負けず身体を鍛えましよう。

▲世の中に火ほど有難いものはないと同時に又火ほどこわいものはありません。マッチ一本、スイッチ一ッで何十年の苦労も水の泡です。一寸した間違で火が出ます。チョットした注意で防げます。

▲一人では仲々できない貯金も皆と一諸にすれば知らぬ間にできるものです。備あれば憂なく納税貯蓄組合法の制定の意義もこゝにあります。最良の納税方法は何と言つても納税貯蓄組合を作ることです。

▲市政だより第十八号をお届け致します。本紙に対するお氣ずきの点はどし〳〵お寄せ下さい。そしてみんなで良い市政だよりをつくりましよう。又市政への建設的な投書を歓迎します紙面の許す限り登載しますからせいん〳〵御利用下さらんことをお願いします。